

特別給付サービスの報酬の改定について

1 改定の内容

令和3年度介護報酬改定（改定率+0.70%）及び平成30年度報酬改定（改定率+0.54%）に伴い特別給付の報酬の値上げを実施いたします。

2 改定の理由

(1) 今回初めて報酬を改定をする理由

特別給付は市町村独自の制度であるため、平成30年度以前は法定サービスに合わせる形での改定を行っていませんでしたが、移動支援に対する利用者のニーズ等が増える一方で、特別給付事業者の人材不足の問題等を背景にサービス事業者の処遇改善やサービス評価の適正化の必要性を鑑み、報酬の改定を行います。

(2) 前回実施できなかった理由

事業所事務負担に配慮し、令和元年10月1日付で消費税率が10%に引き上げられる際に平成30年4月1日付の介護保険報酬改定（改定率+0.54%）を合わせて引き上げることを予定しておりましたが、横須賀市では、公共料金等を増税により値上げする際は、消費税と共に値上げする根拠のないものについては、同時に値上げをしてはならないという方針があり、消費税率増のみの引き上げを行いました。

(3) 前回の報酬改定の状況を踏まえ、今回の改定率は、令和3年度の0.7%と平成30年度の0.54%を合わせた1.24%の引き上げを行います。

3 改定後の報酬金額(新旧対照表)

	旧（現行）	新（改定後） 1.24%増	値上げ額
施設入浴サービス	12,570円	12,730円	160円
搬送サービス① (40段以上)	4,710円	4,770円	60円
搬送サービス② (概ね300m又は20段以上39段未満)	3,670円	3,710円	40円
搬送サービス③ (10段以上19段未満及び10段以上の手引き歩行)	2,100円	2,120円	20円

4 施行日

令和3年4月1日